

南九州市告示第168号

南九州市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年9月2日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正する 要綱

南九州子ども・子育て利用者支援事業実施要綱（平成30年南九州市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）かつ利用者支援事業実施要綱（令和6年6月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号。以下「国要綱」という。）に基づき、次に掲げる類型に応じ、当該各号に定める事業を実施するものとする。

- (1) 基本型 子ども・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
- (2) こども家庭センター型 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもとその家族（妊産婦を含む。）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。実施に当たっては、両機能の担当者が連携し、必要に応じて合同ケース会議等を通じて支援方針を検討し、サポートプランを作成する。
- (3) 妊婦等包括相談支援事業型 妊婦及び出産した者とこれらの配偶者及び市が必要と認める親族等を対象として、出産、育児等に必要な情報提供、対面等の方法による相談を通じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施す

る。

第 5 条を次のように改める。

（職員の要件及び配置）

第 5 条 利用者支援事業に従事する職員（以下「職員」という。）の要件及び配置は、第 3 条で定めた類型ごとに、国要綱で定めるとおりとする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。